

大江卓の研究（2）

－その実像と虚像－

A Study of Ôe Taku through the various comments in pre-war Japan(II)

大西 比呂志

Hiroshi ONISHI

はじめに

大江卓は1871（明治4）年8月のいわゆる解放令（太政官布告第61号、賤民廃止令、賤称廃止令、賤称廃止布告とも、以下「布告」と略記）に先立つ2つの建議と、帝国公道会（1914年・大正3年6月創立）に拠った融和運動への献身により被差別部落「解放の恩人」とする一方、そうではなくその目的は天皇制国家の擁護にあり前者は作られた虚像であるとする相対立する2つの見方が唱えられてきた¹。前者は明治期以来の多くの言説や没後1926年に出された伝記などを通して、後者は水平社運動の当事者、または現代の研究者によって鋭く提起されてきた。

この問題にかかわる大江の言動の事実関係とその評価は、本稿でも参照する多くの優れた研究によりすでに一定の蓄積があり、それらと大きく異なる新たな内容をここに提示する用意はない。しかし、あらめて留意したいのは大江が関わったこの2つの事跡の間にある明治初年と大正末期という約半世紀のへだたり、そして大江自身の言説と他からなされたそれらの区別、そして時代状況に即した理解である。これまでの研究はこうした言説の時系列や話者、同時代の制約などについて、必ずしも十分な配慮がなされていないように思われるからである。本稿では、これまで流布

している大江に関する言説、学界での重要な指摘を取り上げて、どのような大江像が形成されてきているのか、研究ノートとしての整理を試みるものである。毀誉褒貶ある大江に関する膨大な言説のほんの一部であるが、彼の生涯を通した思想と行動を内在的に理解しその実像に迫る基礎的な作業となると思われる。

以下、1872（明治5）年までは旧（和）暦の月日で記述した。

I 太政官布告第61号への建議をめぐって

2つの建議

いわゆる解放令布告にかかわる大江の明治初年の事跡は今日までの研究のなかでおおた明らかにされている。しかし、同時代において1872年のマリア・ルス号事件やその過程で起きた芸娼妓解放令に関わる報道などで、神奈川県権令・裁判長としての大江の活動は新聞ほかで報じられても、前年の布告について伝える史料は管見の限り存在しない。それはこの問題への社会的関心の程度だけでなく、以下に明らかなように大江の役割や関与が決定的なものではなかったことによるものだろう。いずれにせよ大江の関わりが明らかになるのは明治もなかごろに出された角田九郎編『大江卓君之略伝』（一関町、1890年）などによってである。角田は大江が最初の衆議院議員総選挙で出馬した岩手県の選挙区にある一関町会議員で、同書は候補者の選挙広報的な性格があったことは前号で指摘した。

これによると維新後大江は兵庫県判事試補として伊藤博文知事のもとに出仕したが1869年7月国許の命令で辞して中島信行と上海に渡航し、帰国後大坂で陸奥宗光や鳥尾小彌太と同居して放埒な日々を送っていた。そこに高知から再び「婦藩セズンバ捕縛スル」とまで言ってきたので、やむなく翌1870年3月戻り郷里の宿毛にも寄ったあと8月高知を離れた。高知では同年末、板垣退助が権参事福岡孝弟とともに「士農工商の隔てもなく、貴賤上下の

階級に由るにあらざる」という「人民平均の理」に基づく藩庁論告を發し、不十分ながら身分制改革がなされ、原案を作成した藩校教授奥宮正由（慥齋）のもとに学んだ中江兆民や植木枝盛も影響を受けたとされているが²、大江はこうした動きに全く関わりは無い。

大江はかねて井上馨から「氣ノ吐ク所ハ大阪ニアラズ、京師ニアラズ、唯夫レ東京ニ在リ」と勧められていたので上京を志し、資金を得るために大坂で藩の留守居役（旧開成館大坂出張所）の岩崎弥太郎を訪ねたところ、そこにまた帰藩の命令が届いたので岩崎が公用で上京する下僕と称して同行し10月東京に入った。その時持参した「一大改革案」が「乃チ穢多非人ノ称ヲ廢スルノ議」であり、「東京ニ入ルヤ之ヲ大隈ニ吐露シテ賛成ヲ得」たという³。

角田による略伝と同じ1890年に出された藤原懋^{つとむ}『帝国新立志編』の「大江卓君ノ揮発」でも「遂ニ修学ヲ許サレ大坂ニ出テ又東京ニ往ク、是時君穢多非人ノ称ヲ廢スルノ議ヲ上ル」とある⁴。大江は藩のしがらみに辟易しながら「穢多非人ノ称ヲ廢スルノ議」をひっさげて東京を目指した、との言説はここにほぼ確定したのである。藤原は大坂の玉造在住の文筆家で、『改正日本軍人文範』（図書出版）、『軍人戦時心得』（金川書店、いずれも1894年）など軍人の心構えを説く多くの著作がある。

出典が示されていない角田や藤原の両書から、なぜ同じ時期、何に基づいて大江の詳しい略伝を記すことが出来たのかは謎だが、これら以前に大江の言説はもとより新聞や雑誌の記事などにこの件について大江を報じたものは見当たらず、これらの著作を通して初めて布告へのかかわりは一般に知らされたとみてよいだろう。しかしこれらの略伝では、なぜ大江が上京に際して「一大改革案」を持参したのか、その動機についての説明はない。これが大江によって明かされるのは晩年のことである（後述）。

1871年1月上京してすぐ、大江は民部大輔大木喬任宛に「穢多

非人廃止建白書」を提出した。要点は国庫と彼等自身の資金を用いて産業開発に従事させ、段階的に平民籍に編入して「賤称廃止」しようとするもので、「後年、精神主義的に偏したのに比して格段とすぐれた内容」との評価がある⁵。この案は民部省ではほぼ全面的に採用され3月太政官に上申されたが、太政官では京都府権大参事榎村正直らから、善行や功勞などに応じて抜擢して平民にすべきといった反対意見が出され全面撤回に追い込まれた。そこで大江はただちに修正して第二の建議を提出した。要点は榎村の意見や弾直樹の抜擢解放論などを取り入れ、平民籍への編入方法を今後の課題とし、政府からではなく部落民からの資金拠出による自立策へ変更した。この第二建議は「豹変」「日和見主義」との批判もあるが、官尊民卑の風潮が強く、また部落民への経済的支援を軸とする大江の考えに理解を示す人が皆無であるなか、「一時的にせよ民部省を動かし、伺書を太政官に提出させ、太政官内部での本格的検討の契機となった功績」として評価されている⁶。

とはいえこの後に出された8月28日の太政官布告第61号は、こうした大江・民部省の動きとは別に推移した。5月大江は民部省地理司権大佑准席出仕勸業係に、6月弾も民部省御用掛として出仕するが、大江は7月3日に福岡へ出張を命じられ、その間に大蔵省を中心に漸進的段階的な身分解放に代えて即時一斉に賤称を廃止し、「一般民籍に編入し、身分職業共すべて同一」に取り扱う「四民平等」を掲げる布告がなされるのである。

この布告の意義や背景について、学界では地租改正や戸籍法など封建的関係の解体を目指す政府の近代化政策のなかで位置づける立場のほか⁷、そうした個別政策ではなく近世の身分制度や集団に依拠した統治組織を近代的なものへ再編する政治過程の一環としてとらえるべきという説がある⁸。いずれにせよ大江が最終的に布告発出の動きからはずされ、彼が行った2つの建議とは直結せず、その意味で大江の役割を過大に評価することはできず、

賤民制廃止が具体化していくのは「大江の主張だけ」ではなく「複合的な要因」によることは確かのようなのである⁹。

岡本弥

しかし現在の評価とは別に、その後大江は「解放令の恩人」という像が形成されていく。歴史の時間を大江に戻すと、その後神奈川県権令、大蔵省と官吏生活を送るが、1877（明治10）年西南戦争に呼応して挙兵を企図した立志社事件の首謀者の一人として下獄し、復帰後は後藤象二郎の大同団結運動に参加し、1890年最初の帝国議会に代議士として登場し予算委員長を務めたが、1期で退いて東京株式取引所理事長や実業界に身を投じる。さらに日清戦争前後の時期には渋沢栄一らと朝鮮半島で鉄道事業にかかわり、さらに日露戦争前後期には韓国の保護国化を進める日本政府・伊藤博文と韓廷との間で活動する。明治国家の発展膨張期に政界・実業界で奔走する大江が、解放令以後いま一度この問題に関心を寄せた形跡はない。

明治も終盤に入ったころ大江にこの問題を思い出させたのは、和歌山県で部落改善運動に尽力していた岡本^{ひたる}弥である。岡本は1876年富裕な地主の家に生まれたが、高等小学校入学を拒絶されたことを機に運動に乗り出し、19才で郡内最年少の村長となり新聞社の差別記事や医師、僧侶の差別発言などへの糾弾活動に取り組んでいた。岡本は後年以下のように回顧している。

「随分古い談であるが明治三十四年の五月帝国立志編といふ書を読み行く内に、明治維新の際、我徒の汚名廃止につき大江卓氏の尽力されたことが記述してあった。余は其当時の模様を知りたいものと思ふて居た際であるから、直に書面を以て教示を乞ふた。師は当時朝鮮に滞在中であったが当時の模様をいとも細かに報知してくれた」¹⁰

『帝国立志編』は前述の藤原『帝国新立志編』の誤りと思われ

るが、大江はこの頃、発起人として加わった京釜鉄道（1900年2月）の開業に向けて株式募集や敷設権獲得などに奔走し、工事推進のために韓国政府から水輪院副総裁（1902年9月）を任命されるなど、頻繁に渡鮮していた。現地で岡本の手紙を読んだ大江はかつて「支那を漫遊し三年の春高知に帰り、十一月東京に出て大隈邸に寓し、穢多非人の運動に着手し遂に民部省に就任」した経緯を返書で伝えたのである。

岡本はこの翌年西本願寺布教師や尾崎行雄代議士の差別発言糾弾闘争を組織し、1903年には前述の弾直樹（東京）のほか、明石民蔵（京都）、三好伊平次（岡山）らとともに大日本同胞融和会を結成し、在阪各新聞に差別の「非理非道」を糾弾する連載を発表し、部落改善運動を本格的に展開していた¹¹。

こうした運動を進めるなか岡本は1909年の秋上京して麻布の大江邸、さらに転地静養していた鎌倉を訪ね「多年懂ていた師」と初めて面談した。その際岡本は大江の明治初年の「汚名廃止」への尽力を感謝したが、それは「次郎兵衛が太郎兵衛と改名したばかりで」実態が変わらない、「先生は既に我徒の汚名廃止に尽力されたからには、今一層のことに百五十万民族の救世主となってもらいたい」と求めると、大江は「自分のもくろみは画餅となった。其後自分の境遇は此問題を顧慮することができなかった」と、内容が不十分であったこと、またその後この問題から遠ざかっていたことを率直に認めた。

大江は先に岡本から手紙をもらった後も、韓国・満洲・北京など歴遊（清国肅親王・慶親王など訪問、1906年9月～11月）、雲南省・緬甸往復（干崖土司主刀安仁訪問、1908年2月～7月）といった大陸への進出を模索する活動を行っており、「此問題を顧慮する」いとまは無かったのである。その上で「今また親しく部落の実情を聞いて感得する處が多い。今後或は君等が期待に添ふときがあるかもしれない」と、岡本の再度の求めに応じて立つ用

意があることを示唆した。すでに過去の人であった大江は岡本によって呼び戻されたのである¹²。

伊藤痴遊

明治の末年、大江の存在を広く紹介したのは、自由民権運動出身の講談師、政治小説家、政治家でもあった伊藤痴遊である。伊藤はそのころ『明治元勳井上侯実伝』（博文館、1909年）、『西郷南洲』（東亜堂、1910年）を始めとする維新の偉人伝や、大日本雄弁会（のち講談社）の雑誌『雄弁』に多くの政治評論や裏面史を發表するなど人気作家であった。大江についても『第三快傑伝』（東亜堂書房、1912年）など、前号で扱ったマリア・ルス号事件での活躍をリアルな対話を盛り込んだ講談風の読み物として書いている。

伊藤が大江の布告への活動を取り上げた最初の記事は、『中外日報』1910年7月1日～24日に連載された「昔の大江卓」である¹³。同紙は宗教界の革新を志した真溪またにるいこつ涙骨が京都で創刊した宗教新聞（もと『教学報知』）で幅広い読者を得て今日に至っている。伊藤の22回にわたる記事の焦点は、大江が弾を訪問し参議大隈を説いて民部省へ出仕させたときの様子である。

ある日大江（土居卓造）は、馬丁を連れて浅草亀岡町の弾邸を大隈の使いと称して突然訪問した。驚く弾と酒を酌み交わし、いぶかる弾を一日おきに訪ねやがて心を許しあうようになると、自らの企図を打ち明け協力を求めた。そして後日、大江は弾を羽振りのいい自身の叔父と偽り、大隈邸に呼び出して三人で酒を酌み交わし歓談する。弾が辞去した後、対座した大隈におもむろに「今の盃の酒は何んな味が仕た」と問い、ことの真相を告げられた大隈は顔色を変えたが、「薩長の政治家を驚かし一世に人心を収むるには、此の位のことをせねば駄目じゃ」と説く大江に対し返す言葉はなかった。大隈はかねて部落の存在を「封建の遺物」「四

民平等の主義に反する」と公言しており、その逆手を取ったのである¹⁴。

こうして弾は民部省に出仕したが、やがてその身分を察知した同僚たちが上司の大木喬任に解雇するよう求めると、大江は現下の仕事に代わる余人がない、いやなら辞めさせ弾の配下を雇えと迫り、土佐から自身への帰国命令も「土居に代ってこのことに詳しいものがなら、其者を出すやうにせよ」と大木を通じて拒否させるなど、大江の大胆な振る舞いが描かれている。

この記事には弾直樹の本名を矢野（正しくは寺田）とするなどの誤謬があるが、未だ大江、大隈、大木が健在の時期に「政治的事件をみずから調べ、研究し、関係者に取材し」たという伊藤であるからこの話が全くの創作とも思われ¹⁵ない。弾との交流を大きく取り上げたこの連載記事は、明治の末年の「今日になって自由廃業が如何だとか不正の風俗から来た貸借の契約は如何だとか屁理屈を言^マって騒いで居るのは可笑しな話である。明治八年に土居は既に此の如きことをやって居る、兎に角土居の如きは人権史上の花として後世に伝ふ可き人物である。此土居が即ち今日の大江卓である」と結ばれている。「今日になって自由廃業が如何だとか」云々は、明治20年代に矢嶋楫子の日本キリスト教婦人矯風会を嚆矢とし、30年代以降山室軍平の救世軍が積極的に取り組んだ廃娼運動のことを指している。この運動の原点は不十分ではあったがマリア・ルス号事件を端緒とした太政官布告芸娼妓解放令、いわゆる「牛馬切ほどき令」であり、大江自身も廃娼運動の支持者であった¹⁶。伊藤は大江と弾直樹のかかわりを、廃娼運動・部落解放あわせた明治の「人権史」に位置づけ評価したのである。

岡本道寿と松井庄五郎

しかし大江自身の心境に決定的な転機をもたらしたのは、明治天皇の死、大正という新時代の到来であった。大江が残した「明

治天皇崩御ニ付外国ノ反応ニ付覚書」というメモには、英国、米
国などからの明治天皇への称賛を示し、「一転し土佐の事に就て
聊か之を講せん」と論じ、「復古の大義は土佐之を主唱す、中岡
坂本之を唱へ後藤之を成す、土佐の日本的人物を挙げれば〔以下
欠〕」と走り書きしている¹⁷。明治維新は土佐が主導し中岡慎太郎、
坂本龍馬、後藤象二郎らが成功させたという自負、そして「復古
の大義」を果たすのも土佐人であるという自覚であった。

1913（大正2）年1月、憲政擁護運動に集まった多くの有志団
体のなかで、大江はかつての民権家によって結成された土佐同志
会の総代として宮内省に出頭し、「草莽の臣大江卓等 天意を憚
らず敢て斧鉞の誅を犯して叡聖文武なる天皇陛下に上奏す」と、
現下の状況が「聖旨に悖り、国政を賊するもの」と閥族批判の上
奏文を提出した¹⁸。大江は大正という新時代に、明治天皇を追慕
し再び維新を目指す土佐の志士として登場したのである。

土佐同志会で大江のもと活動していた和田三郎（板垣退助監修
『自由党史』1910年の執筆者の一人）は、次のように回想してい
る¹⁹。

「天也翁の晩年の事業であった帝国公道会はこの憲政擁護運動
の副産物であった。それは佐々木照山君が岡本道寿といふ本願寺
派の僧を土佐同志会へ紹介せられ、それを我が輩が板垣伯に紹介
し、板垣伯から更に大江翁に紹介せられた結果、翁は岡本師の帝
国公道会を受嗣いで生涯を之に献ぐる事になったのである」。

大陸浪人で蒙古王の異名がある代議士佐々木照山（安五郎）、
土佐同志会の和田、板垣を介して大江にたどり着いたという岡本
道寿は、山口県下関沖合の小島六連島西教寺（浄土真宗本願寺派）
の住職で、1912年6月友人幡司為次郎と語り、同地で行ってい
た部落の改良融和を目指す団体を結成し、さらに「東京に育て上
げむ」と思い立ち、上京して同志を得て「公道会」と命名し活動
していたがそれ以上の進展がなく、13年の晩春内務省に助力を求

めて出頭した。内務省地方局で留岡幸助のもと感化救済事業や部落改善政策に従事していた相田良雄は、岡本に「やるならば天下に聞こえた人を首脳者としては如何」と忠告し、大江が関わった明治初年の賤称廃止建白や弾の民部省採用のことなどを話すと、岡本は「それは初耳であると頻りに傾聴した」という²⁰。明治初年の大江の事跡はこの頃一部の専門家以外にあまり知られていなかったようで、相田に指示された岡本は佐々木を、土佐同志会のルートで大江に接触した。

ほぼ同時期に大江の担ぎ出しに動いたのは、奈良県で差別問題に取り組んでいた松井庄五郎（奔泉）である。松井は1869年生まれ、哲学館（現東洋大学）をへて東京帝国大学農科を卒業後地元に戻り、明治天皇崩御を機に差別撤廃を決意し、1912年8月大和同志会を結成し会長に就任した。機関誌名『明治之光』に象徴されるように明治天皇への「報恩」を掲げて「部落の利益幸福」を追求し、「一般社会の矯風」を要求した²¹。大和同志会は福岡県鎮西公明会、広島県福島町民一致協会、島根県出雲同志会、京都府柳原町同志会、岡山同志会、三重県同志会など各地の団体結成に影響を与え、全国組織結成への気運を高めた²²。

1913年3月大和同志会春季大会への出席を要請された大江は、4月同会顧問に就任した。差別改善へ向けて奔走していた地方有志者の求めに応じた受動的なものであったが、大江のこの運動への挺身は明治天皇の偉業に加わったかつての自己を、大正の新時代に蘇らせ最後の使命を果たす好機であり、同会も「我徒の大恩人大江先醒を迎ふ」と歓迎した（『明治之光』第7号、1913年5月）。こうして明治後半期から高まった地方有志者による部落改善運動のなかで、大江は「大恩人」「先醒」となった。

II 虚像の形成

帝国公道会

いったん引き受けた大江はもはや憲政擁護運動に目をくれることなく、融和運動を指導する中央組織の設立に注力した。まず設立事務所を当初芝区琴平町に置き、当時住んでいた鎌倉から毎日通い、岡本道寿は事務所に宿泊して趣意書起草、創立費支出などの準備を進めた²³。次に移転した源助町の事務所は、晩年の大江の側近となる村居鉄次郎が経営する大正通信社で「偶々融和団体帝国公道会が創設され、板垣伯、大江卓など、いふ人達が私の事務所の三階に、右の本部を置いてくれと頼んで来た。言ふ迄も無く社会救済の事業だから快く承諾し、之が縁となって私も誘はれて此の会の事業を手伝ふ事」となった²⁴。この間、大江は山本権兵衛内閣の内相原敬に、帝国公道会の趣意書や「可憐一部人民の事情を訴ふ」内容の書簡を送り設立認可へ協力を依頼した²⁵。

こうして10月9日かつて携わった東京商業会議所で渋沢栄一、中野武営、益田孝、大木遠吉、大隈重信らの参集を得て発起人会を開き、翌1914年6月創立総会を行った。挨拶に立った大江は岡本や大和同志会からの働きかけなどの来歴を紹介し、会則の承認、役員選挙の結果、会長に板垣退助、副会長に大木遠吉、本田親済を推し、評議員に村居鉄城、林包明、中島久万吉ら、大江は幹事となった（1917年副会長）。

大江は『明治之光』創刊1周年の祝辞のなかで、明治天皇の「五箇条の御誓文」や「四民平等の布告」によって立憲政体の基礎が開かれにもかかわらず、「公議与論を顧みず、阿諛便佞の者を挙て爪牙となし、遂に所謂藩閥なるものを馴致」し、「人権の如何を知らずして之が融和に努めざりし」現政府を批判した²⁶。大和同志会など地方での自主的な動きを吸収して成立した帝国公道会は、大江にとって立憲政体と四民平等を阻害する藩閥打破という憲政擁護運動の延長線上にあった。

この間の1914年2月1日、大江は年来の友人知己に「一切の塵縁を謝し、身を帝国公道会に委し細民部落千秋の実を洗除致し度奉存候」と述べる告別状を送り、出家して名を天也と改めることを宣言し、8日本郷の喜福寺において曹洞宗管長石川素童禪師による得度式を行った。大江は出家の心境を次のように語っている。

「塵界の人間は何うも功名利欲の野心が勃々として居る、況して不肖の僕が此儘公道会で御座候と打つて出ても世人が承知せん、依て僕は細民救護なる大理想以外何等野心無きを天下に具体的に表明すべく此世を捨てるのである、が僕は当世の坊さんの様に死んだ人の為の活動は断じて御免を蒙る、僕は生きてる人間の為に尽力同情せんとする坊主である」(『東京朝日新聞』1914年2月4日)

大江のような野心多い俗人が出家するとは意外と世間に擲揄されたが、出家は「塵界の人間」との絶縁ではなく、むしろ「生きてる人間の為に尽力同情せん」とする決意を示すものであった。

再びこの運動に挺身することになってまもなく、大江は史談会に招かれ3回にわたり「可憐民族の来歴及現状」という座談を行った²⁷。史談会は明治中ごろ旧大名華族や三条・岩倉家関係者によって設立され、維新の実歴の故老への聞き取りと資料蒐集、多数の談話速記録を刊行した(1938年までに411輯)。

「大和民族」と「賤民」の起源について古代史民俗学などの当時一流の学説、現下の統計的数字などを博引した長大な談話は多岐に及んで難解で、近年大江があらためて勉強した知識を羅列したかのである。それでも主要な論旨としては、大和民族は出雲系すなわち朝鮮系統、蒙古に源流を持つ天孫系、小アジア系、元から居たコロボックル・アイヌからなる原始人系の四派からなり、そのうち賤民の起源は餌取^{えとり}の子孫、海外からの先住民、職業や捕虜、落魄者、宗教的原因など様々な由来がある。つまり「賤民といふ者は種々の種類より成立して居りまして一種類の者から

賤民が成立って居るのではない」、日本の歴史は開闢以来、様々な要因からする「多民族国家」「異種類の人種」化の過程であり、天皇制のもとに融和することが「明治天皇の一視同仁の聖旨」に沿うとするのである²⁸。

大江がここでロシアや中国、トルコなどの国と日本の被差別部落を同列に論じていることは、「生物学的差異こそ明示していないが、日露戦後に流布していった人種主義とほぼ同様の意味合いをもつ認識」と批判される²⁹。しかし大江は「我国では新平民と唱へる所謂特殊部落とか細民部落といふもの」は「先づ仮に異種類と見ます〔が〕、決して異種類ではありませぬ」と、「仮に異種類」に見えるが「決して異種類ではありませぬ」と慎重な言い回しであるが明確に否定している。この文脈はその前段にトルコに対するバルカン半島、オーストリアに対するハンガリーのような絶え間ない反抗や戦いは、「勢力のある種類の者が勢力の無い種類を圧迫するからさういふことになる」とヨーロッパの帝国主義の現実を述べ、前者の圧迫が後者の反抗を呼んで「異種類」へ迫りやる結果になること、すなわち被差別部落の人々を「圧迫したらどうなりませうか、益々社会主義になって仕舞う、彼等は日本国から出て仕舞うであらう」と危惧しているのであって、大江は被差別部落に対し「人種主義」に基づく「異化」認識を有していたのではない³⁰。

また帝国公道会の取り組みは「明治天皇への報恩を原点」とし、あくまで「天皇制国家の擁護」であって部落民の「利害」を目指すものではなかったとの批判がある³¹。しかし大江にとって被差別部落という存在は、日本歴史のなかで様々な要因から生み出された「勢力の無い者」に過ぎず本来身分的に固定化されるものではなく、社会的努力によって部落差別は解消され天皇制国家は彼らの臣民化によってはじめて完成する一体のものであった。

地方巡講と救援活動

大江の融和思想が天皇制国家を前提にしていたことは間違いがないが、挺身と活動の先は被差別部落はじめとする各地方民であった。帝国公道会の正式な発足を前に、大江は1913年12月岡本道寿とともに会員募集と趣旨の普及のため愛知、三重、京都、滋賀各府県に、1914年3月には奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、福岡、広島各府県に、同年9月～10月には九州の小倉、別府を回って広島県に向かっている。

この年12月に出かけた日程を示すと、11日岡本とともに新橋を出発し夜名古屋に着き、翌日知事市長を訪問、午後には郡部の枇杷島村を視察して同所夜学校で講演会を行い、13日午前には名古屋に戻って控訴院検事長、第三師団長を訪問して懇談、夕方帰宿後には新聞記者の取材を受けた。14日三重県に向い、15日知事市長を訪問し午後警察官の案内で津市を視察し夜は講演会、終了後新聞記者に会見。16日には午前第5旅団長を訪問して午後京都に入り、17日知事市長を訪問し夜いくつかの学校で講演会、18日第16師団長を訪問、午後下京地区を視察し小学校を参観、19日有志を訪問し上京地区を視察した。20日滋賀県大津に入り知事市長訪問、市外を視察、21日郡部を視察し有志講演会、夜は彦根に宿泊、22日東浅井郡を視察講演し、午後岐阜に入り知事を訪問、その後帰京の途に就いた³²。

愛知、三重、京都、滋賀、岐阜を2週間で回る強行軍で、まず当該地の知事市長、軍司令官など高官を表敬訪問し、次いで警察官の案内で市内・郡部に出向いて夜まで講演会、新聞記者の取材に応じるというパターンである。

こうした内務省や官憲の協力を得た帝国公道会の活動について、大江は「部落改善に付てはどうしても組織的機関がなくてはならぬ、それを組織的にやらぬのは嘘だ、是迄の様に某知事は部落改善に興味を持っているとか某郡長はどうだとか云ふ様に宛ら

骨董でも扱ふ様な考へでいて一進一退して迎も効果は挙がらない」と述べている。現実に地方行政を管掌する内務省・府県知事という組織を動かさずには「効果は挙がらない」と考えたのである³³。

大江は国家機関を背景にした地方巡講を行っただけではない。1916年6月17日博多毎日新聞に掲載された差別記事に憤慨した購読者、地区の青年会員ら住民多数が小学校で糾弾集会を開き、解散後に一部が当該新聞社を襲撃し150余名の警官隊が出動する事件が起きた。検挙された市民は323名、うち251名が福岡監獄に収容された福岡市空前のいわゆる博多事件である³⁴。

福岡に巡回講演で何度か訪問し（1914年3月、9月）、融和運動の指導者北方村永万寺の住職光応智覚やのちに代議士となる宮川一貫ら地元有力者と親しかった大江は、事件発生10日後、現地から上京した救援要請に応じて、頭山満、杉山茂丸、寺尾亭ら玄洋社幹部と直ちに福岡へ向かい、29日県庁で知事、警察部長、地方裁判所長、30日市長を歴訪し、県当局などに検挙された部落民、家族の救援運動を行った³⁵。知事面会に際して大江は「徒らに被告人を掩護する為に来た」のではなく、逮捕された家族など「老幼婦女子等の実際困迫せる者」の救助は急務であり、「社会問題としてこの惨状を冷眼に看過する能はず」と来意を述べている（「福岡日日新聞」1916年6月30日）。

大江が被差別部落民への官憲の検挙を放置したまま、家族の救済を求めたことに批判はあるかもしれないが、その活動がなにかの効果をもたらしたことは、当時小学6年生であった元全国水平社書記局長が「大江天也さんは、大分お年寄りになっていましたが来てくれたわけです。松源寺で大江天也さんの講演会があるの、私は本堂の中には子供だから入れませんでした、外から皆さんが集まっているのをみました。その大江さんが県庁や警察にも行き、いろいろ陳情をしてくれた事が記録に残っ

ています」と記していることからもうかがわれる³⁶。

さらに1918年7月、全国に波及した米騒動にも大江は活動した。9月までに騒動に参加した人数は司法当局の推計で約70万人、主に都市下層の肉体労働者、各種の職人、農漁民のほか被差別部落民も生活困窮と日ごろの差別に対する憤激から米穀商や資産家、役場、警察署などの打ち壊しに加わった。警官隊だけでは鎮圧できず、9万人を超える軍隊が26府県の120カ所に出動し検挙者は約25000人、官憲の調査では8185人が検事処分をうけ、887人が被差別部落民とされる³⁷。

政府・内務省は帝国公道会に事態の沈静化を図ることを求め、大江は幹部とともに8月から中部、近畿、中国、四国、九州各県、関東の千葉、埼玉各県など180カ所を周り11月大阪にも出張した。その際「流行感冒は大阪市内に暴威を逞くして死者日々至以て算する状態にて古稀の老体天資健康なりと雖公道会の前途最も須要なるの金玉なれば十三日朝八時大阪駅発特別急行列車にて帰京せらる」と「流行性感冒」「暴威」の中で、老体でもあるので急ぎ帰京したと報じられている³⁸。

大江が地方を回った1918年から1920年は、「スペイン風邪」と呼ばれたスペイン・インフルエンザが世界中に広がった時期で、日本ではこれにより朝鮮や台湾の植民地を含む全体で74万人が死亡した。特に1918年には春先の発生から秋以降に爆発的に都市部から全国へと広がり、特に近畿地方の京都、大阪、神戸は深刻で、大江が訪問した大阪では死亡者の火葬すらままないほどの猖獗を極めていた³⁹。

翌1919年もインフルエンザは猛威を振るったが、大江は7月東京を出発して長野から愛知、滋賀、京都、兵庫、岡山、広島、山口、福岡、大分、島根、鳥取、徳島各府県を巡回し、10月には17年ぶりに故郷の高知に入り、高知県公道会の創立に立ち会った⁴⁰。大江は1920年にも9月東京を出発して、高知、愛媛、広島

の三県、京都市を47日間かけて巡回講話した⁴¹。すでに73歳の高齢の身であったが、漁村山村僻地に鉄道や舟、自動車、馬車、人力車とあらゆる方法で足を運び、部落民はじめ地方官民、地元有力者、学校生徒などに公会堂、寺院、学校などで講演を行った。内務省や地方官の後援があったといえこれが苛酷な旅であったことは、帰京後まもなく持病の胃癌が悪化し翌年1月に病臥したこともわかる（9月12日死去）。

喜田貞吉

この時代に大江の活動に注目した一人が、古代史歴史地理学者で、京都で被差別部落の古文書研究を始めていた喜田貞吉である。喜田は柳田国男とも交流して国史の民俗学的な研究と、この問題の「世間の啓蒙運動」の必要を感じ、1919年個人雑誌『民俗と歴史』を発行し、7月に300頁を越える特集号「特殊部落研究」を発行した⁴²。ここに喜田の求めて聞き取り掲載されたのが「大江天也師談 穢多非人称号廃止の顛末を述べて穢多の起源に及ぶ」である⁴³。喜田は序文に「余輩がこゝに此の特別号を発行するに至れるもの、亦一つは師が熱誠によって刺激せられたる結果」であると記している。大江の熱誠とは上述の地方巡講への挺身を指すものであろう。かねて被差別部落の人々を賤視する因習や「異種」とみなすことを批判し、部落と部落外の区別を「もっぱら境遇の問題」とみなし、「渾然たる同化融合」の必要を説いた喜田は⁴⁴、「異種類」を否定し天皇制国家への臣民「同化」を求める大江の活動と思想に共鳴したのである。

この談話の白眉は、大江が上京して建議を出す動機となった出来事についてである。要旨を書き出すと「明治三年に私は官を罷めて兵庫の湊川の近辺に閑居して居った。湊川から宇治川（神戸の）は極く近い。其近辺にフロノ谷と云ふところがある」、そこは「町外れではあるけれども、町に接して居りながら他の町

人とは丸で家居も違へば、暮向きがずっと低い」地区で、「其職業は多くは花売りで、極めて綺麗な行商である。神戸の町へ花を売りに来る者は此のフロノ谷のものである。此れは徳川から特許を得て居るので、他の者は売られない」。大江が特に強調するのは、湊川の楠木正成の墓に微行した水戸光圀が、当時「誰も顧みる所のない墓」に毎日「花が上げてあり、線香が上げてある」のをみて、「奇抜な人があるものだ」と事情を調べてみるとフロノ谷の部落の人の行為とわかり、江戸に帰った光圀は幕府に伝え「神戸の花売りの権利」を特許した。大江はこの地区の住人の「奇抜」にもかかわらず、「御維新前後は実に花を売っても碌な儲りがないものと見えて、惨憺な暮らしをして居った」、これに「非常な感を打たれ」、そして「殊に外国との開港場たる神戸に於て斯う云ふものを其儘」になっていることは「如何にも恥ずかしいことであると思ふて、是の穿鑿に掛かった。それが丁度明治三年の八月」であったという。

大江はこの談話のなかで部落差別について、「私の国の土佐などが最も酷い」、「土佐では夜は町に這入ることを禁じた。女は帯を結ぶことを禁じた。男は髪を結ぶのに二重元結と云ふ結び方で、一般社会の人と見分けの付き易き様に結髪させた。夜はそれが分からぬから、往来をさせたり或は町に這入ることを禁じた」、さらに「住家は往来に向かって窓を明けること」「言葉を交はすこと」さえ許さないなど、土佐の「非常なる差別」を列挙している。しかし、そうした差別に対し「私は士族であったから知らないが、町人百姓にも多分さうであったではないか」といった間接的な表現に止まっている⁴⁵。つまり大江にとって兵庫湊川での体験はそれまで「たぶんそうあったではないか」という問題を、あらためて社会のなかで発見し、その解決の重要性を認識し、自ら行動を起こすべき対象としていったものであり、この点が大江の思想と行動を批判する際に留意する必要がある。すなわち大江の動機に、

自らの痛切な被差別（ないしは差別）の体験という核は欠如しているのである。むしろここでその是非を問題にしているわけではない⁴⁶。

高知を出国し大阪に来て上京する前に、湊川近在のプロノ谷で部落の実情に接し、それがきっかけで改革を思い立ったという挿話は、明治期の大江に関する言説はもちろん、1901年ころ岡本弥が大江から得たという前述の手紙、さらに大正期に再び活動を始めた際の史談会の座談会にも出てこない。湊川の体験は、帝国公道会を創立しくりかえし地方巡講に出かけるなか、亡くなる2年前という最晩年に語られたものである。

この挿話が初めて披瀝された1919年、大江は神戸・湊川を訪問している。8月12日神戸西村旅館に入り、正午県庁で有吉忠一知事と会談したあと、市内の「俗に風呂の谷と称する宇治川部落内徳照寺」に趣いた大江は、一時間にわたって「五十年の昔官吏時代視察し且つ財称廃止部落改善の一日も猶予すべからざるを認めたる土地たる関係を詳説」し、聴衆に「感動を与へた」という⁴⁷。この時「風呂の谷の花売り」の伝承まで語られたかどうかわからないが、ある部落の「奇特」で可憐な「花売」、にもかかわらず「惨憺な暮らし」という、多くの人の同情を誘うような物語は地方での講演にふさわしい挿話である。大江が部落解放へ挺身するきっかけという重要な挿話が1913年の談話記録になく、1919年に登場するのはそうした実際の活動のなかで語られたものであることをうかがわせる。

尾佐竹猛

憲政史学者の尾佐竹猛は、つねづね敬仰していた喜田が大江を激賞するこの「大江天也師談」を読んで直ちに論評を加えた。その出だしは、この「一大論文を読み、我邦に於ける空前絶後の一大美拳とも称すべき穢多非人の称号廃止は、一に大江師の功績な

ることを知り、感謝措く能わざりし」と始まる。ここでの尾佐竹の関心は、「天也師談」の翌々月の『民族と歴史』（第2巻3号、1919年9月）に出された原伝蔵「明治二年公議所における特種部落民問題」と併せ読んでみて「奇異の感」を持ち、この機会に明治初年の太政官布告以前の政府内の公議所における加藤弘蔵（弘之）、帆足龍吉、内山総助、大岡玄蔵など政府内の動きを改めて検証することにあつた⁴⁸。尾佐竹はかねて「賤称廃止」の経緯について本格的研究を開始した先駆者であり（『非理法権録』『法學志林』18（11）1916年11月など）、「社会の現象は一人の力に由るものでなく時勢といふものを見なければならぬ」、また懐古的な「維新の実歴談は最早史料たるの価値無し」との考えを持ち、原が蒐集した資料などにも検討を加えており、そこに大江の談話が登場して「奇異」と思ったのである⁴⁹。

尾佐竹は次のように記した。

「大江氏が明治三年に湊川の近辺で穢多を見て、是が穿鑿に掛かったのが明治三年八月で、それから東京へ出て大隈に話し、荒蕪地に彼等に移す議を立て、それから明治四年一月に大江氏は判任官で弾直樹は民部省の御用係となり、井上馨が穢多非人の事を引受け、八月二十八日に称号廃止の布告を發せられた」⁵⁰。

明治3年の2箇所にわざわざ○を付しているのは、大江の湊川の体験が明治3年のことで、上京、大隈への建言、井上の引き受けが明治4年の布告に至るといふ流れへの注目であろう。かねて公議所以来の動きに注目していた尾佐竹は、それに加えて「幸ひにも大江師の注意があつたため人類史上の一大美挙たる穢非称号發令があつた」と知り、これを「大江師の功績は真に偉大である」と評価したのである⁵¹。これを尾佐竹の「アイロニー」という見方があるが、そうではなく政府内ですでに改革の議論はあつたものの「大江氏の注意」がなければ布告につながらなかつた、つまり尾佐竹は兵庫湊川の挿話、建議の内容はともかく、横紙破りの

ように直接大隈や大木に説いて局面を動かした大江の情熱と実行力を評価したというべきである⁵²。

「兵庫湊川」をめぐる

喜田や尾佐竹ら一流の学者によって紹介された「兵庫湊川」の事跡は、大江が死去する数ヶ月前の1921年5月、宮内省から多年の社会改善の功により特旨をもって叙位された際に提出された履歴書にも「明治三年八月神戸宇治川の賤民住居を視察し十月東京に到大隈重信に建言す、大隈は大木喬任へ謀るの捷徑なるを告げ紹介す、依て大木に建議し翌年一月穢多非人の賤称廃止を建白す」と記載され、後世に記録として残された⁵³。

そして大江から提供を受けた文書類をもとに雑賀博愛が執筆した『大江天也伝記』（1926年）は、「賤民救済の動機」として「明治治三年に私は官を罷めて兵庫の湊川の近辺に閑居して居った」と「天也師談」と同じ書き出しで、以下を三分の一ほどに簡略化して再録した。概要は「フロノ谷の住民が花売を専門としているかには一つの故事がある」と、水戸光圀の楠木正成の墓参りを紹介し「いたくその忠志に感じ」た光圀が幕府に「花売りの権利を此の部落民に与」えて生業となったが、はるか後年に訪れた大江は維新後の悲惨な生活ぶりをみて、五箇条の御誓文の布告後にあつて「依然として四民平等の実がない」のは「陛下の大御心」に背くものである、「斯様に考へて私は茲に初めて部落状態の調査に掛」り、「翌年の1月に意見書を提出した」と記した⁵⁴。

雑賀は1919年6月大木喬任の子息遠吉の紹介で初めて大江に会い、以後しばしば大江邸を訪ねて口述記録を取りその一部は総合雑誌に連載された⁵⁵。そこに湊川に関わる挿話は含まれていないが、最終的に出された伝記の記述が喜田の「大江天也師談」から抜き出されたものであることは明らかである。

しかし「天也師談」にあった「外国との開港場たる神戸に於て

斯う云ふものを其儘」にしていることは「如何にも恥ずかしいことである」が伝記では消え、光圀と花売りに続いて五箇条の御誓文、陛下の大御心という記述になった（同131頁）。雑賀は前号でもふれたが、西郷隆盛、佐久間象山、藤田東湖、吉田松陰などの勤皇の志士の伝記を数多く執筆する尊皇心の篤い作家である。伝記への転載に際し、前者における明治初年の外国への対面という開化的ニュアンスが消え、光圀の恩情や大江の明治天皇への尊崇の念、つまり仁政や忠君といった儒教倫理が強調されたのは、そうした雑賀の志向が作用しているのではないか。大江あるいは多くの維新の志士が当初持っていた開明性が薄まり、尊皇家という側面が前景化したのである⁵⁶。

『大江天也伝記』と同じ頃、中央融和事業協会（会長平沼騏一郎、1925年結成）の理事三好伊平次も論文「大江卓氏の解放運動」にこの話を採録した⁵⁷。三好が伝記の記述を参照していることは、光圀とフロノ谷の花売りの話に続けて「或日大江氏は此の部落の人々の状態を見て大いに慨嘆」し、「斯かる人々に自由を得せしめることが陛下の大御心の体する所以であると深く決心」し翌年上京して建議したと記しながら、「開港場たる神戸」云々の説明が無いことから推測される。

三好は岡山県で早くから部落の自主的改善運動に取り組み、1902年備作平民会、翌年には大日本同胞融和会を開いて全国に運動を呼びかけた。1906年に社会主義思想に影響されて社会党に入党するが、大逆事件後は融和運動に専心し米騒動後の1921年内務省社会課に入り、中央融和事業協会の理事として全国の部落差別撤廃運動に従事した。『同胞諧和の道』（隆文館、1923年）、「弾左衛門の研究（上下）」（『融和事業研究』1934年6月、9月）、『同和問題の歴史的研究』（同和奉公会、1943年）などの学術的研究でも知られ、この間に喜田貞吉に親しみ、次第に天皇中心の家族的共同体のなかで部落差別を解消しようとする「天皇主義的な融

和」主義に傾斜した⁵⁸。「大江卓氏の解放運動」もそのような観点から書かれたものである。

さらに1936（昭和11）年、中央社会事業協会社会事業研究所研究員の高橋梵仙（のち大正大学・大東文化大学教授を歴任）は、『伝記』から「彼曰く」と、上記の挿話をそのまま引用した上で「神戸の可憐なる花売りによって全国部落民をして王化の民となすの壮志を起した大江は、事を行ふには東京に出て中央政庁の意見を動かさねばならぬ」と東上したと記し、やはり「開港場たる神戸」以下を欠落させた⁵⁹。

以上のように兵庫湊川の挿話は、大正期の大江の帝国公道会活動のなかで喜田貞吉や尾佐竹猛に紹介され、内務省後援の地方巡回講話で広く流布し、没後伝記に転載されて昭和期に定着していった。その間、この問題への動機にあった大江の開明性は勤皇家の側面にとって代わられた。前号でみたようなマリア・ルス号事件における大江の虚像化は、「解放令」太政官布告とのかかわりにおいても昭和期に進展していくのである。

おわりに

大江の兵庫湊川の挿話はどこまで事実なのか、近年の研究はいくつかの示唆を与えている。この地域では皮革と関連事業が盛んであったほか多くの住人が「花屋」を営み、開港場の神戸に構造的に組み込まれていて、花売りのほか神戸住民とひんぱんに交際があったことが地域史から明らかにされている⁶⁰。すなわち大江が言う「神戸の町へ花を売りに来る」というのはほぼ確かで、兵庫裁判所（県庁）に勤務したことのある大江は、この地域の「花売り」のことを知っていた可能性がある。1870年にこの地を再び訪れ、維新後の神戸の急速な発展とのギャップをみて外国に対して「如何にも恥ずかしい」と思い、改めてこの問題を見直した時、これは特定の地域の問題ではなく近代化のなかで政策として解消

すべき問題であることに想到したのである。

そして風呂谷・楠木正成・水戸光圀の結びつきも大江の全くの「夢物語」ではなく、「ほかならぬ風呂谷の住人たちによって」語られてきたものではないかとの推測もなされている⁶¹。近年の実証的な研究は、大江の虚像と実像の重なりを別抉しつつあるのである。

1871年の2つの建議や前後の活動が、大正期における内務省主導の帝国公道会の融和運動を通して大江の「解放の恩人」神話に定着していく過程は、解放令における「大江卓説」といわれる⁶²。しかしこれを流布したのは大江の語りだけではない。本稿でみたように内務省、融和運動を進めた部落指導者、喜田や尾佐竹といった学者、また逆説的ではあるが大江を否定し乗り越えるべきものとした後の水平社運動の批判的言説によっても作られてきた。

この点について本稿では詳しく扱えなかったが、水平社創立者の一人阪本清一郎は1914年3月に奈良を訪問した時のことだろう、大江が自宅に来て食事をするとき「私は自分の持っている食器と衣類で用を足しています。どこへ行っても他人様の物を使いません」と言い、「かばんの中に衣類やいろいろの食器類を持っていたことに対し、非常な憤りを感じた」「部落差別の撤廃を口にしながら、しかも部落の人たちとは、衣類や食器などを別にするような、部落改善家によってどうして差別撤廃ができるかと、心を強く刺戟した」と述べている⁶³。この阪本の発言を大江の「尊大な態度の例」とする論者もいるが、果たしてそうだろうか⁶⁴。前述の明治末年の伊藤痴遊の連載に出てくる弾直樹の挿話を想起してもよいし、かりに阪本の話が事実であったとしても、この時全国数百の箇所を、食事も宿泊もままならない僻地の山村まで巡講していた大江が「かばんの中に衣類や食器をつめこんで」いたことは不思議ではない。またかつてないほどの疫病が蔓延す

るなか、食事で「他人様の物を使いません」ということは今日のコロナ禍を経験した我々には思い当たることもあるのであって⁶⁵、阪本の発言を以て大江の全人格を断じるかのようなことは研究として妥当ではない。

今日からみて大江や帝国公道会の天皇中心の融和思想や活動に多くの問題点、限界などを指摘することはできる。しかし例えば大江が扱った『明治之光』について「その内容を丁寧に読んでいくとき、われわれはそのなかに水平社を準備する思想を垣間見ることができ、という指摘もある⁶⁶。水平社運動から否定される大江ら融和運動の先人たちが、それぞれの立場からなぜかこの運動に挺身し次の時代へ何を「準備」したか、私たちは彼らの言説を内在的に、またその時代に即して「丁寧に読んでいく」必要があるのである。

【注】

- 1 例えば小倉襄二「大江卓 融和運動の先導者として」『月刊福祉』52（3）1969年3月、鹿嶋海馬『シリーズ福祉に生きる28 大江卓』大空社、1999年に対し、上杉聰「『解放令』研究史について」『『解放令』の成立過程の研究』の補遺として『部落解放研究』（24）1981年2月、藤野豊「融和団体帝国公道会史論」『覆刻版公道 別巻』西播地域皮多村文書研究会、1984年など。
- 2 高知県部落史研究会編『高知の部落史』2017年、186、187頁。
- 3 角田九郎編『衆議院議員候補者大江卓君之略伝』一関町、1890年、17、18頁。
- 4 藤原懋『帝国新立志編』図書出版会社、1890年、149、150頁。
- 5 成沢栄寿『日本歴史と部落問題』部落問題研究所出版部、1981年、238頁。
- 6 上杉聰『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、1990年、106～108頁。
- 7 前掲上杉聰書ほか丹羽邦男『地租改正法の起源 開明官僚の形成』ミネルヴァ書房、1995年など。
- 8 横山百合子『明治維新と近世身分制の解体』山川出版社、2005年など。
- 9 黒川みどり・藤野豊編『近現代部落史 再編される差別の構造』有志舎、2009年、18頁。
- 10 岡本弥「帝国公道会の創立者大江天也氏」『特殊部落の解放 部落問題

-
- 資料文献叢書第2巻』世界文庫、1921年、251～253頁。
- 11 白石正明「柳原町と部落改善運動」『柳原銀行とその時代』崇仁地区の文化遺産を守る会、1991年、43～46頁。
 - 12 前掲岡本弥、254頁。
 - 13 『近代部落史資料集成』第5巻、三一書房、1986年、422～439頁に再録。
 - 14 例えば円城寺清『大隈伯昔日譚』立憲改進黨々報局、1895年、598頁。
 - 15 木村洋「講談士伊藤痴遊」『明治裏面史』講談社文芸文庫、2018年、549頁。
 - 16 安枝武雄編『廢娼同盟会演説集:正義の反響』廢娼雜誌社、1890年、19頁。大江は1900年5月、島田三郎、植木枝盛らとともに全国廢娼同盟会主催の演説会に登壇し、「売奴の弊風再燃せんとするを防ぐべし」と訴えている。
 - 17 「明治天皇崩御ニ付外国ノ反応ニ付覚書」国会図書館憲政資料室所蔵「大江卓関係文書」201。
 - 18 木学散人『大正維新政変之真相』学海指針社、1913年、102、103頁。
 - 19 和田三郎「大江天也翁と児島如洋翁（下）」『日本及日本人』（821）1921年11月、93頁。
 - 20 相田義雄「融和问题の回顧」『融和事業研究』（2）1928年10月、64、65頁。
 - 21 白石正明「部落改善運動から水平社の創立へ」小山仁示編『大正期の権力と民衆』法律文化社、1980年、182頁。
 - 22 山本正男「明治以後の解放運動」『融和问题叢書第6編』1930年、11頁。
 - 23 松本幸「創立より合同まで」『融和時報』2（8）1927年10月、18、19頁。
 - 24 村居鉄城『明治大正実話稿』1938年、118頁。
 - 25 原敬宛大江卓書翰1913年9月22日付『原敬関係文書 第1巻書翰篇1』日本放送出版協会、1984年、325頁。
 - 26 『明治之光』2（11）1913年11月、4頁。
 - 27 『史談会速記録』〔復刻〕原書房、第252、253、256輯、1913年11月～14年2月。帝国公道会『会報』（2）1914年11月～『公道』2（6）1915年9月に転載。
 - 28 前掲『史談会速記録』257輯、1914年7月、49頁。
 - 29 黒川みどり『異化と同化の間 被差別部落認識の軌跡』青木書店、1999年、111、112頁。
 - 30 前掲『史談会速記録』257輯、55、56頁
 - 31 前掲藤野豊「融和団体帝国公道会史論」17、18頁。
 - 32 前掲『会報』（1）1914年9月、46頁。

-
- 33 『社会改善公道』(12) 1919年10月、10、11頁。
- 34 大江の福岡県への活動の足跡は、石瀧豊美『『明治之光』『公明』『公道』による福岡県近代部落史年表(稿) 1911年～1923年』『部落解放史ふくおか』(66) 1992年6月、95～109頁に詳しい。
- 35 原口頼雄「『博毎事件』と福岡」『部落解放史ふくおか』(5) 1976年10月、50、51頁。
- 36 井本麟之(元全国水平社書記局長)「『博毎事件』と私たちの目覚め」同前、22頁。
- 37 吉河光貞『所謂米騒動事件の研究(思想研究資料特輯第51号)』司法省刑事局、1939年、275頁。
- 38 『社会改善公道』(2) 1918年12月、11頁。
- 39 速水融『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ 人類とウイルスの第一次世界戦争』藤原書店、2006年、127頁。
- 40 『社会改善公道』(11) 1919年9月、8～13頁、『土陽新聞』1919年10月7日。
- 41 「高知愛媛広島京都視察報告」1920年11月、前掲「大江卓関係文書」188。
- 42 「六十年の回顧」『喜田貞吉著作集14』平凡社、1982年、171、172頁。
- 43 「大江天也師談 穢多非人称号廃止の顛末を述べて穢多の起源に及ぶ」『民族と歴史 特殊部落研究』(2)(1) 1919年7月225～246頁。
- 44 黒川みどり「異種認識の粉碎 喜田貞吉」『続 人物でつづる被差別民の歴史』解放出版社、2006年、72頁。
- 45 前掲『民族と歴史』231、232頁。
- 46 大江と対照的なのは、同じ高知県幡多郡出身で陸軍将校となり部落民差別の融和を軍隊内や赴任地で試み、大江晩年に帝国公道会に参加し後継者を任じた陸軍大佐宮地久衛である。宮地はある講演で「私の告白であります」と前置きし、「今から三十年前十二歳の時小学校の帰りがけ、河の中で七八名の子供が泳いでおりましたが、その中の一名、十一歳の子供が溺れて深みへ這入った、それを私が手を伸ばしたために抱きつかれて二人が水の中へ消えてしまったが、辛うじて助かった、助かって以来その一名の子供とはそこに非常なる兄弟気分を生じたのであります、即ちその少年は部落出身の人でありました」と記し、以来兄弟のように親しみその後日露戦争で戦死した彼を偲び「国に帰る度に彼の墓に詣り、その遺族と親交をかさねております」と、部落問題への取り組みはこの少年と「死生の間を往来したこと」に始まったという(宮地久衛『融和の体験と其感激』大阪府社会課、1927年、7頁)。

-
- 47 前掲『社会改善公道』(11) 12頁。
- 48 明治初年以来の政府内の取り組みについては今西一「『四民平等』と差別」新井勝紘編『日本の時代史22 自由民権と近代社会』吉川弘文館、2004年、177～184頁を参照。
- 49 尾佐竹猛「穢多非人の称号廃止に就いて」『歴史地理』34(5)(242) 1919年11月、397、398頁。
- 50 同前399頁。
- 51 同前406頁。
- 52 尾佐竹猛著・礫川全次校訂解題『明治四年賤称廃止布告の研究』批評社、1999年、42頁。ただし尾佐竹はその後「特殊部落の稱號廢止」『明治文化叢説』(学芸社、1934年、39、40頁)において、解放令布告にいたる「穢多非人の賤称廃止」の推移を、徳川時代にさかのぼって具体的に史料をあげて紹介し、最後に「此の発令に就いては大江卓、後の天也師の功績であるかの如く伝へられて居る」と再びふれているが、その扱いは「然るにまたこの功績者は田中光顯翁だとの説もある」と記し、前回大江を高く評価したことは影を潜め一個の人物の功績とすることにいっそう慎重な姿勢をとっている。
- 53 「大江天也履歴及事業功績一斑」、前掲「大江卓関係文書」304。
- 54 『大江天也伝記』大江太、1926年、129～131頁。
- 55 「人の世の浮き沈み 大江天也師談」1、2、「大江天也師今昔譚」1～9、『日本及日本人』761、762、808～814、817、819各号、1919年7月～1921年10月。
- 56 明治初期の神奈川県権令時代の大江の開明性については前号でふれたが、さしあたり『横浜市史』第3巻上、横浜市、1961年、神崎勝一郎「廢藩置県後の中央政府と地方官 神奈川県権令大江卓の事例を中心として」『法学政治学論究:法律・政治・社会』慶應義塾大学大学院法学研究科内(47) 2000年冬季などを参照。
- 57 三好伊平次「大江卓氏と解放運動」『融和資料 第3輯』中央融和事業協会、1926年、44頁。
- 58 明楽誠「三好伊平次小伝」岩間一雄編『三好伊平次の思想史的研究』吉備人出版、2004年、91頁。
- 59 高橋梵仙『社会事業研究所報告第1輯 部落解放と弾直樹の功業』中央社会事業協会社会事業研究所、1936年、32、33頁。
- 60 のびしょうじ「摂津風呂の歴史」(1)～(5)『月刊部落問題』兵庫人権問題研究所、1984年5月～10月、37～41頁や、前田圭一「摂津風呂皮田村の歴史」『部落問題論究』(6)、兵庫人権問題研究所、1981年11月、

-
- 『兵庫の部落史 第2巻 転換期の賤民構造』神戸新聞出版センター、1984年、168～170頁。
- 61 ダニエル・ボツマン「花盛りの物語 大江卓、神戸、そして明治「奴隷解放」の背景」ピーター・ノスコ・小島康敬編『江戸のなかの日本』柏書房、2016年、308～324頁。
- 62 上杉聡「解放令」研究史について 「『解放令』の成立過程の研究」の補遺として『部落解放研究 部落解放人権研究所紀要』（24）1981年2月、52、53頁。
- 63 阪本清一郎「日本における人権宣言 水平社の結成まで」『部落』20（2）1968年2月、32、33頁。
- 64 藤野豊「1910年代の融和運動 帝国公道会を中心にして」『歴史評論』（363）1980年、21頁。ほかにも部落解放・人権研究所編『部落問題・人権事典』解放出版社、2001年新訂版「大江卓」項でも「差別的態度があらわ」と記されている（116頁、上杉聡執筆）。
- 65 大江の衛生観念について付言すれば、神奈川県権令時代の1873年7月、伝染病予防を市民に説諭する日本最初の規則「防恙説」を外国人医師シモンズのアドバイスを受けて布告している。田中祥夫「明治六年制定「家作建方条目」（神奈川県布達）の成立事情に関する研究 大江卓権令とD.Bシモンズ医師による都市衛生の推進」『日本建築学会計画系論文報告集』日本建築学会、1993年8月を参照。
- 66 前掲白石正明「柳原町と部落改善運動」38頁。